

ヒト受精胚の取扱いについて

(平成16年「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(総合科学技術会議決定))

ヒト受精胚尊重の原則

- ・研究材料として使用するために新たにヒト胚を作成しない
- ・目的如何にかかわらず、ヒト受精胚を損なう取扱いは認められない



下記3条件を全て満たす場合、左記原則の例外が許容される

- ・生命科学や医学の恩惠及びこれへの期待が十分な科学的合理性に基づいたものであること
- ・人に直接関わる場合には、人への安全性に十分な配慮がなされること
- ・上記恩惠及びこれへの期待が社会的に妥当なものであること

基礎的研究目的のヒト受精胚の作成・利用*

作成・利用の目的	考察結果	関連指針
生殖補助医療研究	作成・利用は容認し得る	「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」(文科省・厚労省告示:H22.12)
先天性の難病に関する研究	必要性が生じた時点で改めて検討	
ヒトES細胞の樹立	利用は容認し得る(余剰胚に限る)	「ヒトES細胞の樹立に関する指針」(文科省・厚労省告示:H26.11)
その他の研究	将来的に新たな研究目的が生じた際に、その可否を検討すべき	

*取扱い期間は原始線条の形成前までに限定すべき

臨床応用でのヒト受精胚の取扱い

目的	考察結果	関連指針
生殖補助医療	余剰胚の発生は容認し得る	
着床前診断	本報告書ではその是非に関する結論を示さない	
ヒト受精胚に対する遺伝子治療	現時点においては容認できない	「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」(厚労省告示:H27.8)(臨床研究に限る)

無償ボランティアからの未受精卵の採取 → 原則認めるべきではない

ヒト胚に関する議論の経緯

平成9年2月 クローン羊ドリー誕生の発表

平成9年9月 科学技術会議(当時)に生命倫理委員会設置

平成10年1月 クローン小委員会設置
(クローン技術に関する議論開始)

平成11年11月
「クローン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方」

平成11年12月
「クローン技術による人個体の産生等について」を決定
・クローン人間の産生は、法律により罰則を伴い**禁止**とすべき

平成10年12月 ヒト胚研究小委員会設置
(ES細胞の研究等ヒト胚研究に関する議論開始)

平成12年3月

「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究について」を決定

- ・人クローン胚等の規制は、**法律**に位置づけて整備すべき。
- ・ヒトES細胞の規制は、**指針**として整備すべき。

国会審議

平成12年11月

「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」の成立

- ・ 特定胚の取扱い指針の策定
- ・ クローン人間の産生を禁止
- ・ ヒト受精胚取扱いの在り方を総合科学技術会議で検討(附則第2条)

【附帯決議】 ・ 特定胚指針の要件
・ ヒトES細胞の取扱いの考え方

平成13年9月

「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」告示

(平成13年8月の総合科学技術会議答申を受け、文部科学省が告示。制定以降、4回の改正を実施)

平成19年9月 分配機関の設置に関する規定 等の整備

平成21年5月 人クローン胚研究に関する規定の整備※

平成21年8月 手続等の緩和(ヒトES細胞の「使用」に関する二重審査の廃止等)

平成22年5月 生殖細胞作成研究の手続きを新たに追加

平成13年12月

特定胚の取扱いに関する指針

(平成13年11月の総合科学技術会議答申を受け、文部科学省が告示)

平成21年5月

人クローン胚研究に関する規定の整備※

平成16年7月

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を総合科学技術会議で決定

- ・ 人クローン胚の作成・利用を研究目的を限定して**容認**(特定胚指針の改正等により必要な枠組みを整備)
- ・ ヒト受精胚の作成・利用を**生殖補助医療研究目的で容認**(文部科学省及び厚生労働省でガイドラインを策定)

平成16年10月

文部科学省に人クローン胚研究利用作業部会設置

(関係指針等の改正に向け、人クローン胚の作成・利用のあり方について検討)

平成20年2月 「第一次報告」を決定

平成21年5月 人クローン胚研究を可能とするための**関係指針の改正を実施**※

平成17年10月

文部科学省に**生殖補助医療研究専門委員会**設置(厚生労働省と合同で、ガイドライン策定に向けて検討)

平成21年4月

「**生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用の在り方について**」を決定

- ・ 作成されるヒト受精胚の取扱い
- ・ 配偶子の入手の在り方等について検討

平成22年12月

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針

(文部科学省、厚生労働省告示)